

Title	「河東」の地に住む人々：佐々木導誉と是法法師
Sub Title	Literature and people in the eastern suburbs of the 14th century Kyoto : Sasaki Dōyo and Ze-hō hōshi
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2017
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.113, No.1 (2017. 12) ,p.219- 229
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田坂憲二教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01130001-0219">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01130001-0219</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 「河東」の地に住む人々

— 佐々木導誉と是法法師

小川 剛生

一

建武三年（一三三六）正月、足利尊氏は、謀叛を決意して上洛、鴨川の東岸に陣を置き、洛中を覗った。その数八十万騎という。太平記（以下、引用は神宮徴古館本による）巻十五に「上は河合森タ、マ、下は七条河原まで、馬の三頭に馬を打懸け、鎧の袖に袖を重ねて、東西南北四十四町が間（天正本は「東西三町、南北五十町」とする）、立ル錐許キリヲの地も不見ソバメ、身を崎ソバメて打囲みたり」とある。新田義貞の奇襲により尊氏の大軍は同士討ちの混乱に陥り、敗走する。

白河・祇園・清水・今熊野にわたる、この鴨川東岸の一带を「河東」と称する。もともと洛中とは区別されていた。既に指摘がある通り、東山からの眺望は古くから詩人・歌人に愛された一方で、この地域は鎌倉時代には新たな政治・経済活動の拠点として目覚ましい発展を遂げた。祇園社近辺は酒屋・土倉が軒を連ね、繁華を誇った。三条以南・五条以北は社領とされ、本寺延暦寺の支配が強く及んだが、公武政権も土倉への課役に執心した。さらに六条大路の末の六波羅に平氏が邸宅を構えると、この地域は「武家政権の本拠地」とも認められ、続いて鎌倉幕府が探題府を設置すると、その領域は拡大し、

南は七条に接し、北は五条に及んだ。<sup>1)</sup>既に鎌倉中期の弘安九年(一二八六)、祇園社門前には「禪律僧尼・念仏者・武士甲乙人等」などの住居が密集していた(感神院所司等申状案)<sup>2)</sup>。探題府の關係者が集住したことが契機となり、非山門系の僧侶・商人の住域も膨脹を続けていたのであろう。この一帯はしばしば戦場となったが、その都度、復興する経済的な底力も有していた。

ところで、婆婆羅大名として知られる佐々木導誉の邸宅の一つが、この地の中心部にあったことは案外に知られていない。本稿は、近年の中世都市研究の成果にも学び、導誉とその邸を提供した是法なる人物に注目し、内乱期に於けるこの地域の特性を考えたい。

## 二

康安元年(一三六一)冬、足利義詮は、執事細川清氏に離叛され、京都を捨てて逃げ出し、南朝がつかの間の京都恢復を果たす。この内紛の原因を作ったのは導誉であるが、「我が宿所えは定めてさもとある大将を入れ替らんずらん」と考えて、会所に贅を尽くした装飾を施し、酒肴まで用意して、遁世者を留め置いて退去した。乗り込んで来た敵將楠木正儀はこれに感じて、邸内の一物も損なわず、やがて戦況不利となると、これを上回る座敷飾りを残して退去した。太平記卷三十六に見えるこの逸話、最近では会所のありさまを具体的に描写した史料としても注目されているが、一方、逃げ去った武将の屋敷は敵方に接収され、容赦なく略奪破壊されることを前提としていることに留意しなくてはならない。

幕府揺籃期、將軍さえ京都に安住できないのだから、他人の邸宅を借用して住む方が賢明である。尊氏も、本邸である土御門東洞院邸には余り長くは住めず、東山常在光院・洛中等持院・上杉朝定邸・二条為定邸などを転々としていた。<sup>3)</sup>

それでは、導誉邸はどこにあったのか―有名人にもかかわらず分明ではない。もとより一箇所ではないはずであるが、祇園社近くの「高橋屋」が知られている。「高橋」は祇園社の南、東大路と建仁寺の間の地域に在り(後述)、東山から鴨川へと西流する溪流に架された橋に因むか。

この家は、是法という僧が所有し、導誉に貸していた。祇園執行日記、正平七年（一三五二）三月四日条に、

一、社領土倉注進状、以朝乗遣大判事（中略）章興許、於闕所屋者不存知之、至佐渡判官入道管居住高橋屋者、本主是法管領歟とある。この時も南朝が京都を恢復した正平一統の最中で、導誉は義詮に従って近江に在り、「高橋屋」は無人であった。南朝は後醍醐の故智に倣ったか、京都の商人の把握に乗り出し、そのリストを提出するよう命じたのである。かねて武家方のために尽力していた執行頭詮も、一門の静増と執行職をめぐって争っていたから、これを大判事中原章興（南朝によって指名された保檢非違使）に提出したのが右の記事である。「闕所の屋」、導誉の住んでいた「高橋屋」の周囲にも土倉が多かったであろう。そちらは家主の是法が把握すべし、と答えた訳である。

「高橋屋」はかなり広大であったようで、これより二年前、高師冬が「佐々木源三判官秀綱宿所高橋」から東国に出立したとある（同記貞和六年正月三日）導誉の息秀綱も居を構えていた。また正平一統の破綻後、導誉はすぐ高橋屋に戻ったらしく、洛中を覗う足利義詮を迎えようとしたので（同記観応三年四月四日条）、將軍の御座所としての使用にも堪えたものと察知される。

### 三

是法はしばしば「高橋御房」と称されるので、是法の宅も「高橋」に在ったと考えられる。さらに元徳元年（一二二九）五月三十日祇園執行頭増書状案（鎌倉）によって鎌倉末期から既にこの地に住んでいたと分かる。左に掲げる。

「遣是□房訴状案、文書借用事」

今日於記録所有御沙汰事、波々伯部保文書内、承徳二年立券状給之、御沙汰以後可返進之候、恐々謹言、  
嘉應四  
五月卅日 頭増判

高橋御房

文中の波々伯部保は丹波国多紀郡（現兵庫県篠山市宮ノ前）、いわゆる祇園社領四ヶ保の一つである。しかるに鎌倉後



期、祇園執行の間で保司職が分割相続され、相論が続いたため、朝廷の記録所で審理された<sup>5)</sup>。そこで当事者の一人顕増が同保成立の経緯を明記した立券状を必要としたが、同保の文書は是法が保管していたため、一時的に立券状を借り出したのである。

これは、是法が祇園社に代わり現地の支配管理に当たる、いわゆる「荘園代官請負」を生業としていたとすれば説明がつく。当時の代官請負はまた依頼主に金子の融資を行い、代官職を得て、現地における年貢の収納を行って投資を回収したとされる<sup>6)</sup>。当然土倉の如き金融業者の側面も持つことなるう。現に森茂晁氏は是法を「祇園社の支配に属する土倉の人」とされる<sup>7)</sup>。

さらに、祇園執行日記康永二年（一三四三）十一月九日条に、「自是法許使者有之、三ヶ南庄使者入部、高越州給之云々、可尋給之、可申和田江州之由申了」とある。やはり丹波国多紀郡にある三箇南庄（現・三田市母子）は仁和寺領であるが、波々伯部保より一〇キロほどの距離にあり、あわせて経営に当たっていたのであろう。この地を高師泰が拝領し、その使者が入部したとの報に接した是法は、幕閣にパイプを有する顕詮に真相を尋ねて欲しいと依頼したのである。

是法の関係していた土地はまだある。東寺領として知られる法性寺柳原敷地は、九条坊門の末、大和大路西側に位置する。さほど広くはないが、屋地と畠があり、住民から一定の地子を徴収できた<sup>8)</sup>。この地は最勝光院の旧跡、その南西隅に当たった<sup>9)</sup>。建春門院の御願寺である最勝光院は、嘉禄二年（一二二六）に焼亡して衰微、境内も荒蕪地となったため、住民が勝手に売却したもようである。是法が元弘年間（一二三二～三）に買得した。もつとも前所有者は迎接院という、祇園社近くに在った尼寺らしい<sup>10)</sup>。

さて、冒頭にも触れたように、建武三年正月、河東一帯が戦乱に巻き込まれた際に、是法も罹災し、この地の「手継証文等券契」も失われた。是法が作成した紛失状に「今年正月十七日世上動乱之刻、軍勢等乱入寺内、打破寺庫、奪取仏具聖教以下資財雜具時、同令紛失畢」とある<sup>11)</sup>。

紛失状には沙門円秀・散位藤原信藤・法印顕詮・法印静晴が加証しているが、是法は既に最勝光院領を寄進されたと主張

する東寺との係争を抱えていたようで、かつ知行して年数が浅いためか、紛失状は前所有者らしき迎接院住持の尼良明の名で作成したという（後述）。証人として連署したこの四名は、いずれも良明ではなく、是法の隣人と考えられる。とくに祇園社執行に任じられた顕詮・静晴の両名が連記していることは、祇園一带における是法の力を物語る。もちろん、是法の所領はこれだけではなかったろう。

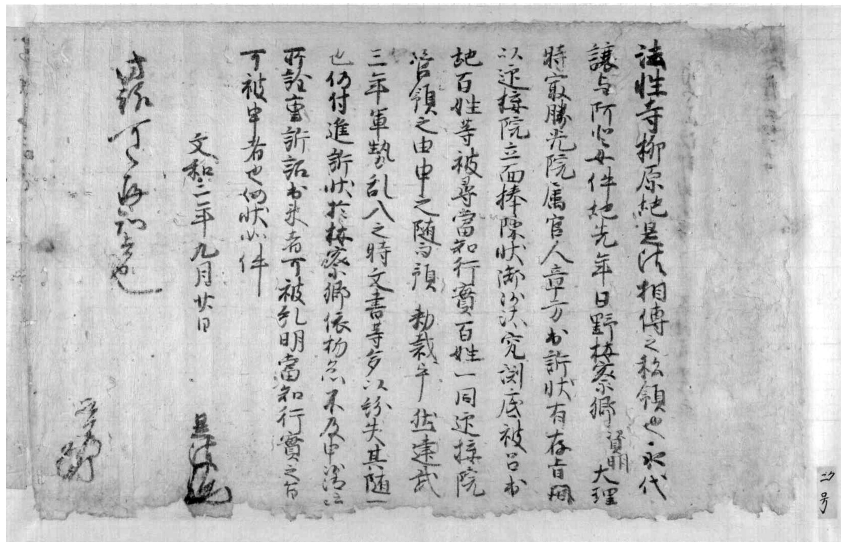
ところで、暦応三年（一二三四）十月、導譽が焼き打ちした妙法院門跡は、当時祇園社西大門前の「小坂殿」であったと考えられ、「高橋屋」から目と鼻の先であった。この事件は太平記巻二十一に詳しく語られるが、中院一品記によれば、導譽の息秀綱が坊官と時刻に起こした喧嘩が発端であり、夜に襲撃に及んでいる。父子はこの時も「高橋屋」に居住していたのであろう。山門と佐々木京極氏との積年の因縁を思えば、決して偶然に起こった事件ではなかったが、そこには両者が日常鼻を突き合わせる近隣同士の関係を前提としているのである。

#### 四

さて是法師という僧が、徒然草一二四段に登場する。

是法師は、浄土宗に恥ぢずといへども、学匠を立てず、ただ明暮念仏して、やすらかに世を過ぐす有様、いとあらまほし。

ごく短い段であるが、兼好が無条件で称賛する人物は珍しく、印象に残る。既に徒然草の注釈書では、この是法師が続千載集以下に入集し、観応元年（一二五〇）八月の二条為世十三回忌和歌にも出詠し、二条家の宗匠にも目を懸けられていること、長命で「八十におほくあまりて」生存していたことなど（新拾遺集・雑中・一八三二）を指摘する。稲田利徳氏はさらに精密に伝記を考証し、<sup>12</sup>青蓮院の坊官でもと玄耀（言曜）といい、遁世して是法と称したこと、正応二年（一二八九）に活動の徴証があり遅くとも文永六年（一二六九）頃の生まれであること、覚為という実子がいて、やはり青蓮院門跡に仕え、大僧都となり、二条為藤の猶子となったことなどを突き止められている。



高橋是法讓狀（東寺百合文書ク函30-1）。

さて問題は、もと天台僧で今は熱心な念仏者であるという、この是法法師が、例の高橋是法房と同人であるかどうかである。既に三枝暁子氏は、祇園執行日記を引いて、高橋是法房が「祇園執行よりの座主進物銭の進上先」となり、「青蓮院門跡と密接な人物」であったことを指摘して、同人としている<sup>13</sup>。このことは稲田氏の指摘した、是法の前身が青蓮院の坊官であった事実ともよく符合する。

東寺百合文書によれば、文和二年（一三五三）九月、高橋是法は女子の「あと女」に例の法性寺柳原敷地を譲っている<sup>14</sup>（図版）

法性寺柳原地、是法相伝之私領也、永代讓与阿登女、件地先年日野按察卿<sup>管領</sup>大理時、最勝光院属官人章方出訴状、有存旨間、以迎接院立面、捧陳状、御沙汰究到底、被召出地百姓等、被尋当知行実、百姓一同迎接院管領之由申之、隨而預 勅裁畢、然建武三年軍勢乱入之時、文書等多以紛失、其隨一也、仍付進訴狀於按察卿、依物念不及申沙汰云々、所詮重訴訟出来者、可被糾明、当知行実之旨、可被申者也、仍状如件、

文和二年九月廿日

是法（花押）

（兼筆）  
「此趣可令存知者也」

覚為（花押）

讓狀の奥には覚為なる人物が証判を据えている。これは是法

の実子の覺為に間違いない。この点からも、徒然草一二四段に登場し、二条派の歌人であった是法法師は高橋是法房と同人と断じてよからう。青蓮院門跡は当時祇園社北東の十楽院にあり、祇園執行日記にも覺為は門跡の命を奉じてしばしば登場するので、父子同居して活動していたものであらう。

この讓状は自筆の正文であり、是法の筆蹟に接することができるのも貴重である。かなりの高齢者の印象を受けるが、さきの生年の推定に従えば、文和二年（一三五三）には八十五歳となり、自然である。讓状作成は死期を悟つてのことと考えられる。

さて、讓状によれば、最勝光院がこの地の権利を主張し、柳原資明が別当の時期（暦応元年（一三三八）九月から康永元年（一三四二）十二月まで）使庁に訴えたという。是法は「存ずる旨有る間」迎接院（さきの紛失状でも利用した尼良明）を表に立て、実際に知行しているのは迎接院であるとの百姓の証言を得て勝訴した。ただ、文書を失っていたためか、改めて迎接院ではなく、自身の権利を認めて貰うよう申請したが、これは取り上げて貰えなかったという。もし爾後再び争う者が現れたら、こちらに実があることを申すのだと、息子の同意を得た上で、娘に言い置いたのである。

## 五

高橋是法は遁世して浄土宗に帰依していたことが新たに知られたが、いかなる流派に属するのであらうか。浄土鎮流祖伝（正徳三年刊）巻五などに、鎮西派の然阿（良忠）の実子とし、徒然草注釈書もこれを踏襲するが、いささか疑問もあり、系譜上の位置は分明ではない。

祇園執行日記、正平七年（一三五二）二月十日条によれば、祇園社と建仁寺との間を南北に走る「宮辻子」の西側を、建仁寺が購入し、通路を封鎖してしまふ事件があつた。<sup>16</sup> この土地を建仁寺に売つたのは是法であつた。

一、行是法房許見參、彼辺岩愛領歟、所詮於彼御所跡者、是法相伝之間、放券建□□了、<sup>〔寺〕</sup>於路次事者、争可存知哉、就中如往古官符并券契者、宮辻子東頬者、為往古通道之条、勿論歟、可被問答建仁寺云々、

宮辻子は愛宕寺と珍皇寺の間を抜けていたようで、是法の住坊は愛宕寺の境内に含まれるというので、宮辻子に高橋屋があったのであろう。そこは「御所跡」であり、是法が「相伝」していたものだという。こうした場合の「相伝」とは、正当な手続きによる取得と同義であり、恐らくかねて関係深い青蓮院門跡のために、その旧跡の一部を買収したのではないか。

ところで、「宮辻子」には、浄土宗西山派の一つ、東山義の証人が開いた阿弥陀院があった。証人は証空の門弟で、法水分流記に「住宮辻子、寂靜房、小坂義、改称名寺<sup>17)</sup>」とあり、阿弥陀院はその後、鎮西義の手に渡り、良忠の門弟円理が住み、ついで見悟に継承された。たしかに祇園執行日記観応元年十月十二日条にも「阿弥陀院長老了因房<sup>見語</sup>」が入滅したとある。また証人の孫弟了観(漸空)が建てた三福寺も、東大路を隔て珍皇寺の向かいにあつたらしい(中古京師内外地図)。そして法水分流記には証人の法弟の如一も「高橋見性院」に住んだとあるので、かたがた宮辻子は西山派の拠点であつたこととは間違いない。是法もまたこの流を汲み、阿弥陀院か三福寺に拠つたと考えられる。憶測を逞しくすれば、有力地主として敷地を提供するか、その維持経営を支えていたのではないか。

了観の詠に、

比叡の山をいでて浄土の門に入り侍りける比、月をみて

ともにこそ山はいでしかおなじくは西にとさそへ秋のよの月(続千載集・釈教・一〇二〇)

とある。叡山で学んで後、遁世して浄土宗に帰したという経歴は、是法と全く同じである。思えば頓阿もそうであり、東山双林寺に住んだ。このような人々を積極的に受け容れていたのがこの地なのであろう。

さて三福寺は信仰の場であつたが、花の名所としても愛され<sup>18)</sup>、二条為世が参詣し、その機会に歌会が催された(新千載集・雑中・一九八四)。南北朝時代にも続歌会や蹴鞠が催され、多数の見物人を集めている(後深心院関白記永和四年六月二十三日条、永徳元年二月二十八日条)。阿弥陀院にも、亀山法皇が花見のために御幸し(実躬卿記永仁三年閏二月十九日条)、正徹も「祇園阿弥陀院」で続歌をし(草根集・享徳二年二月十六日)、同じような性格を見て取れる。この地域の宗教

施設が文藝遊興の場としても機能していることは、その背景として是法のような存在からの物心両面の支援も考えられよう。

## 六

是法は、旧主の青蓮院はもちろん、祇園社・仁和寺、導誉ら新興の武家も顧客として、都鄙の所領の経営によって富を貯えた人物であった。徒然草一二四段によって行い澄ました念仏遁世者のように思い描かれてきたが、実像はそれと随分かけ離れており、あるいは兼好の賛美も果たして真意か疑われるかも知れない。

しかし、それが是法の信仰と矛盾することはない。生活の余裕があるからこそ、浄土門の教学に励み、かつそのことを前面に出す必要がなかったのである。

「河東」の地は、こうした人物をも十分に惹きつけたように思われる。徒然草には、小坂殿・最勝光院・常在光院・那蘭陀寺での見聞が記される。これも、兼好が六波羅探題南方であった金沢貞顕の在京被官であり、若い頃からこの地に住んでいたからと考えられ、そこで高橋に住む是法とも知己になったのであろう。

思えば、六波羅の近辺には多くの寺院が興隆したが、その開祖は多く、都の出身ではない、いわばよそ者であった。証人も御家人新田忠常の子と言われる。金沢貞顕は祇園社の東に常在光院を建て、天台真言兼修の道場とした。この寺の風趣を足利尊氏は熱愛し、かなり長期にわたり居住していた。<sup>19)</sup> 徒然草一七九段に見える、一切経を将来し、六波羅密寺と鴨川の間  
に那蘭陀寺を建て安置した「入宋の沙門道眼上人」は、関東御家人の下総千葉氏の出身であった。<sup>20)</sup>

南北朝期に入ると、武士は洛中に居を移していき、六波羅探題の跡地は放置され、「河東」はもはや武家の地とは言えなくなつたが、それでも尊氏・義詮・導誉らは晩年までこの地に執着していた。

こうした新旧、聖俗が入り交じる空間とこれをとらえた文学作品との関係は注目すべきである。



- (1) 高橋慎一朗氏『中世の都市と武士』（吉川弘文館 平8）参照。
- (2) 『八坂神社文書』（増補復刻版、臨川書店、平6）下・一二七〇号。
- (3) 田坂泰之氏「室町期京都の都市空間と幕府」（日本史研究436 平10・12）、細川武稔氏『京都の寺社と室町幕府』（吉川弘文館 平22）参照。
- (4) 注2前掲『八坂神社文書』下之一・一七七一七号。
- (5) 川島敏郎氏「祇園社領「四カ保」の形成と相伝について」（古文書研究14 昭54・12）、吉永隆記氏「祇園社領莊園の再編―顕證と丹波国波々伯部保」（立命館文学637 平26・3）参照。
- (6) 中島圭一氏「中世京都における土倉業の成立」（史學雜誌101-3 平4・3）参照。
- (7) 『佐々木導誉』（人物叢書 吉川弘文館 平6）、一〇一頁。
- (8) 東寺百合文書、最勝光院評定引付（函七）によれば、最終的に永徳元年（二三八二）十月に鷲尾金山院から東寺に還付されたが、当時一年分の地子は十貫文であったという。
- (9) 杉山信三氏『院家建築の研究』（吉川弘文館、昭56）第六章「法住寺殿とその御堂」参照。
- (10) 詳細は不明ながら、「祇園中路」に在ったというので、山門の同名の寺の里坊と思われる、妙法院門跡に附属するのであろう。
- (11) 国立歴史民俗博物館蔵、田中穰氏旧蔵典籍古文書、比丘尼良明敷地文書紛失状（日一七四三―四四一―五）。この地の関係文書は一括して伝来しているが、これのみ近代に流出したか。
- (12) 「是法法師と兼好法師―徒然草」第百二十四段とその周辺」（徒然草論）笠間書院、平20。初出平15）。
- (13) 「山門・祇園社の本末関係と京都支配」（比叡山と室町幕府 寺社と武家の京都支配）東京大学出版会 平22。初出平13）四三、六〇頁。
- (14) 京都府立総合資料館蔵、東寺百合文書、高橋是法議状（ク函三〇―一）。
- (15) 是法を良忠の子とするのは、南北朝初期に成立した勅撰作者部類・凡僧下に「是法 念阿良弟 載一 新千一」とあるのに拠る。たしかに「真弟」とは実子のことである。しかし良忠は是法より七十歳ほど年長である。いっぽう勅撰作者部類には続千載集初出の歌人「念阿」が見え、是法の注記にある「念阿」もこれと同じであろう。この「念阿」は伝未詳ながら、良忠とは別人であ

る可能性が高い。

(16) 宮辻子の位置は、永井規男氏「建仁寺の古建築 その奇構」(関西大学博物館紀要10 平16・3)を参照した。

(17) 牧哲義氏「吉水法流記」「法水分流記」の翻刻とその研究1 資料篇」(東洋学研究所 平5)。

(18) 上田良準氏「西山派の勅撰歌僧」(西山学报 19 昭43・12) 参照。

(19) 納富常天氏「金沢貞顕と東山常在光院」(『金沢文庫資料の研究』法蔵館、昭57。初出昭51)、山家浩樹氏「無外如大と無着」(金沢文庫研究 301 平10・6) 参照。

(20) 落合博志氏「『徒然草』に関する考察二題―第六十七段・第百七十九段―」(法政大学教養部紀要90 平6・2)、野口実氏「東国出身僧の在京活動と入宋・渡元」(鎌倉遺文研究25 平22・5)、同氏「鎌倉時代における下総千葉寺由縁の学僧たちの活動―了行・道源に関する訂正と補遺―」(京都女子大学宗教・文化研究所研究紀要24 平23・3) 参照。